

第 2 6 号議案

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 3 3 条第 1 項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定めるにつき、同条第 5 項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

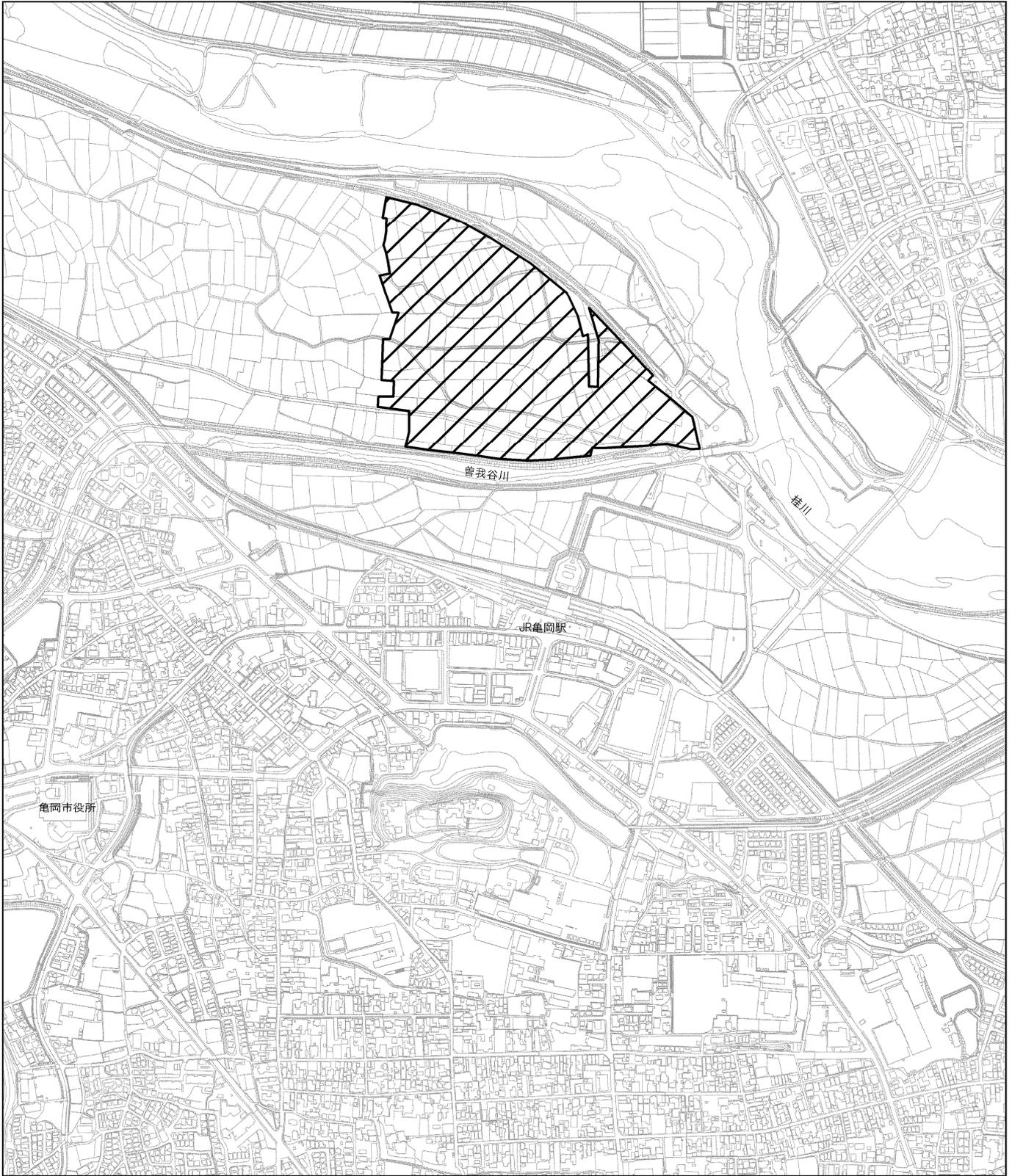
平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

- 1 都市公園の名称 京都・亀岡保津川公園
- 2 都市公園の区域 亀岡市保津町鐘鑄島、正人渕、針ノ木新田、
荒打及び上中島並びに追分町一本木地内
(別紙区域図のとおり)
- 3 都市公園の種別 総合公園
- 4 都市公園の面積 約 1 3 . 9 ha

公園の区域図



凡	例
	公園の区域

都市公園を設置すべき区域の決定について

- 1 都市公園の名称 京都・亀岡保津川公園
- 2 都市公園の区域 亀岡市保津町鐘鑄島、正人渕、針ノ木新田、
荒打及び上中島並びに追分町一本木地内
(別紙区域図のとおり)
- 3 都市公園の種別 総合公園
- 4 都市公園の面積 約 13.9 ha